

# 学校いじめ防止基本方針

令和8年4月

香芝市立香芝西中学校

## 1 いじめの防止等のための基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命や身体に危険を生じさせるおそれがある人権問題であり、決して許されるものではない。

本校では、全ての生徒が安心して学校生活を送り、互いに尊重し合う関係を築くことができるよう、「香芝市いじめの防止等のための基本的な方針」（令和7年10月改正）（以下「市の基本方針」という。）に基づき本方針を策定し、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に学校全体で取り組むものとする。

そのため、教職員がいじめ問題に対して共通理解をもち、保護者及び地域との連携を図りながら、組織的かつ継続的な取組を推進する。

## 2 いじめの定義及びいじめの該当性の判断

### いじめ防止対策推進法

（定義）

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

「いじめ」とは、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第2条第1項の規定から明らかなとおり、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

このうち、特に重要な要素は、①心理的又は物理的な影響を与える行為であること、②その行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じていることの2点である。

いじめの該当性の判断は、市の基本方針に基づき、いじめ防止対策校内委員会又は学校の管理職が行う。

### 3 いじめの未然防止

いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、すべての生徒を対象に、いじめの加害行為を意図的にしないための未然防止に取り組む。加害行為抑制のために、いじめが刑事罰の対象になることや損害賠償責任が発生する可能性があることを関係機関等と連携して指導する。また、物事を多面的・多角的に考え、議論していく力の向上や道徳心、お互いの人格を尊重し合える態度などを育成する。そのために、道徳教育・人権教育全体の見直しを図るとともに、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。

本校では、これまでに、特定の生徒に対し、言葉による嫌がらせや無視等の行為が行われた事案があった。また、SNS上に不適切な書き込みが見つけれられたケースが確認された。その他、被害生徒が加害生徒になる状況もあり、これらについては、未然防止のための教育と、早期把握の重要性を教職員で共有した。

以上のことを踏まえ、いじめの未然防止のため、本校では次に掲げる取組を行う。

#### (1) 道徳教育及び人権教育の充実

障がい者差別問題、性的マイノリティ、部落問題学習、異文化学習、平和学習、多文化共生教育を通じて、多様な考え方や価値観を知る。そのことにより、自他の違いを理解して、道徳心や人権意識の向上に努める。

#### (2) 自他の生命の大切さを学習する機会の充実

命の大切さ、思春期の心、プライベートゾーン、性的同意、性的接触の責任や危険、若年妊娠中絶、性感染症、性暴力、多様な性などについて関係機関と連携して講演会を実施している。また、自分自身で抱えきれない悩みがありつらい気持ちになった場合の相談やSNS発信の仕方を適切にできるように関係機関の紹介等を行っている。

#### (3) 全ての生徒が自己肯定感や生活における充実感を得られる教育活動の充実

修学旅行や校外学習、体育大会、音楽会などの学校の行事を充実させることで、自分自身と向き合う機会を作っている。ありのままの自分を受け入れ、自分自身を大切にす気持ちを醸成している。自他ともに大切にできる素地をつくるために教育活動を充実させている。

#### (4) 教職員のいじめ防止等のための取組の深化に向けた研修の実施

「市の基本方針」を教員が理解して対応するために研修を行っている。また夏季休業中には、校区内の小学校教員と共同で研修会を実施している。小学校の教員と連携することでいじめの早期発見に向けて研修を行っている。以上の取組は、次の年間計

画に示すとおり実施する。

【香芝西中学校いじめ防止に係る校内研修 年間計画】

月	研修内容	主な内容	携帯・講師
4	・方針の共有	・「香芝市いじめの防止等のための基本的な方針」の確認 ・香芝西中学校「学校いじめ防止基本方針」の確認	・校内研修 【校長・教頭・生徒指導主事】
5	・生徒理解  ・いじめに対する初期対応研修	・家庭訪問を終えて、各学年・担任から配慮が必要な生徒の情報共有 ・いじめアンケートの実施方法と対応について【いじめの定義、初期対応や報告、記録等についての再確認】	・校内研修 【人権教育部】 ・校内研修 【生徒指導部】
7	・SNS等のトラブルについて	・情報モラル教育 【事例と対応について】	・校内研修 【生徒指導部】 【外部講師】
8	・校区内小中学校合同研修  ・教育相談研修	・各校による事例をもとに討論会を実施して研修をおこなう。 ・生徒理解の方法、面談（聞き取り）技法の確認 ・アンケート等事例や過去の事例の検討・対応の確認と共有	・グループ協議 【生徒指導部】 ・SC ・外部講師 ・グループ協議
9	・教育相談	・夏期休業中の生徒理解について ・人間関係によるトラブルの早期発見にむけて	・校内研修 【生徒指導部】 【人権教育部】
10	・学校行事にあり方について	・学校行事を通して、生徒理解や生徒相互の関わり方についての研修	・校内研修 【生徒指導部】
11	・いじめの早期発見  ・人権教育研修	・アンケートの実施方法と活用についての再確認 ・人権教育を通じての他者理解について	・校内研修 【生徒指導部】 ・PTA研修
1	・教育相談	・冬期休業中の生徒理解について ・人間関係によるトラブルの早期発見にむけて	・校内研修 【生徒指導部】 【人権教育部】
2	・いじめの早期発見	・アンケートの実施方法と活用についての研修	・校内研修 【生徒指導部】

	・年間総括	・成果と課題の整理 ・次年度に向けて	・校内研修 【生徒指導部】 【人権教育部】
--	-------	-----------------------	-----------------------------

本計画に基づき、早期発見・早期対応について努める。なお、状況に応じて研修内容は変更する。

#### 4 いじめの早期発見

いじめの早期発見のため、本校では、次のように対応する。

- (1) 教職員は早期のいじめの発見に努めるとともに、明らかにいじめに該当する行為だけでなく、いじめに該当する疑いのあるにとどまる行為についても、積極的に発見に努める。
- (2) いじめは大人（以下教員を含む）の目に付きにくい時間や場所でおこなわれたり、大人が気づきにくく判断しにくい形でおこなわれたりすることが多い。このことから、ささいな兆候も見逃さず、早い段階から関わりいじめを積極的に認知する。また、けんかやふざけ合い、ささいな事象と見えるものの中にもいじめにつながる可能性があると考えることが必要である。
- (3) 教職員は、早期にいじめを発見するため、生徒の日常の些細な変化に気づく力を高め、いじめを見過ごすことのないように的確に関わりをもつ。
- (4) 教職員は、いじめの被害を受けたこと若しくはいじめを目撃したことの申告を受けた場合またはいじめに該当する疑いのある事象を派遣した場合は、直ちにいじめの被害を受けたとされる生徒及び加害とされる生徒並びに目撃した生徒に簡易な聴取調査を実施し、それらの供述に基づいて客観的事実を確認するとともに、被害生徒の安全確保を最優先とする。

#### 5 いじめへの対応

教職員は、いじめの被害を受けたこと若しくはいじめを目撃したことの申告をうけた場合又はいじめに該当する疑いのある事象を発見した場合には、市の基本方針に基づき対応する。

#### 6 いじめの解消

いじめは、単に謝罪のみをもって解消とできず、「少なくとも3か月の期間程度止んでいる」、「被害生徒が心身の苦痛を感じていないと認められること」の2つ条件が満たすことが原則となる。この考えから、いじめが解消した場合でも引き続き、被害生徒・加害生徒を含め周りの集団を十分に観察するようにする。

## 7 校内組織

本校は、法第22条の規定に基づき、学校におけるいじめの防止等を実効的に行い、組織的な対応をするための中核的な役割を担ういじめ防止対策校内委員会を置く。構成員は下記のとおりである。

委員長	校長（吉川 裕介）
委員	教頭（竹田 治郎）
	主幹教諭、生徒指導主事（下谷 真之）
	第1学年主任（平田 忠司）
	第2学年主任（松下 直示）
	第3学年主任（川田 竜也）
	養護教諭（井上 和子）
	特別支援教育コーディネーター（原田 由佳）
	スクールソーシャルワーカー（竹森 明日香）

## 8 保護者及び地域住民等との連携

### (1) 日常的な情報共有

担任を中心として、連絡帳、電話、家庭訪問等を通じて、生徒の学校及び家庭における様子について情報共有を図る。

### (2) いじめ防止対策のための方針の紹介

本校は、市の基本方針、本校の基本方針及びいじめの防止等のための対策について、学校ホームページ等で紹介して周知することで、本校が講じるいじめの防止等の対策に理解と協力を求める。

### (3) いじめの未然防止に向けた取組

生徒の規範意識の育成等に向けて、保護者と協力して取組を進める。

### (4) 相談体制の整備

保護者が安心して相談できるよう、本校の相談窓口及び香芝市の相談窓口の周知を図るとともに、スクールカウンセラー等と連携した支援を行う。

## 9 関係機関との連携

教育委員会、警察、児童福祉課及び児童相談所、福祉機関とは、市の基本方針に基づいて連携し、いじめ問題への適切な対応を図る。

## 10 いじめ重大事態の対応

### いじめ防止対策推進法

(学校の設置者又はその設置する学校による対応)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

本校において、上記に定義する重大事態が発生した場合には、速やかに教育長及び市長に報告するとともに、市の基本方針に基づき対応する。

## 11 その他

市の基本方針の改正に応じ、適宜改正する。